

本別町新型コロナウイルス感染症 春季臨時特別支援事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年3月～4月の売上げが急減した町内飲食店等に売上減少額の2分の1※を補助します。（※上限額等要件があります）

※この事業は本別町から助成を受けて実施いたします

◆補助対象者（以下の要件をすべて満たすもの）

- (1) 町内に住所を有し、町内で営業する飲食店等で、北海道が定める「新北海道スタイル」を実践し、引き続き営業を継続していく意思があるもの
※飲食店等とは日本標準産業分類に規定する、飲食店または持ち帰り・配達飲食サービス業を指します
- (2) 町税及び国民健康保険税の滞納がなく、本別町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条第1号、第2号又は第3号に該当しないもの
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年3月及び4月の売上合計額が前年同2か月間もしくは前々年同2か月間の合計額との対比で、30%以上減少したもの。
ただし、新規開業により令和2年3月及び4月の売上合計額との対比が困難な場合、開業月から令和3年2月までの売上げの平均額に2を乗じた額との対比によるものとします

◆補助金額及び上限額

補助金の額は、売上減少額の2分の1で、次の表の売上規模に応じた上限額(千円未満切り捨て)とします。

売上規模（年商）	上限額
売上額が5,000万円以上	100万円
売上額が3,000万円以上5,000万円未満	70万円
売上額が1,000万円以上3,000万円未満	50万円
売上額が1,000万円未満	30万円

◆申請方法（提出書類等）

- ・補助交付申請書（本別町役場企画振興課または本別町商工会にあります）
- ・令和3年3月～4月及び前年または前々年の3月～4月の売上が分かる書類（売上台帳等）
- ・令和元年度の所得税申告書、青色申告決算書、収支内訳書の写し、法人にあっては法人税申告書、決算書の写し
- ・令和2年度の所得税申告書の写し、法人にあっては法人税申告書の写し ※本別町商工会員は不要

◆提出先 本別町商工会

申請受付期間

5月20日（木）～10月29日（金）

問い合わせ 本別町商工会 ☎22-2529

※裏面もご覧ください